

規程改定の趣旨

規程改定の趣旨は、下記の 2 点である。

1. 本協議会定款において、社員総会の決議事項は、下記 1 2 条に示す通りで、規程改定は社員総会の決議事項とはなっていない。しかし、現行の高度実践看護師教育課程認定規程「第 3 章専門看護分野の教育課程の特定等」第 3 条、並びに「第 10 章規程の改定等」第 15 条、役員候補者選挙規程「第 11 条 本規程の改正」では、“社員総会の決議とする”旨の記載になっており、定款との齟齬が生じている。

そこで、この度、上記二つの規程について、定款に則して改定するものである。

2. 高度実践看護師教育課程 26 単位更新申請が 2019 年度で終了することに伴い、2020 年度版「高度実践看護師教育課程基準・高度実践看護師教育課程審査要項」に掲載する「高度実践看護師教育課程認定規程」の「第 4 章高度実践看護師教育課程認定の申請資格」第 4 条、「第 5 章高度実践看護師教育課程認定の審査方法等」第 7 条を改定する必要がある。

一般社団法人 日本看護系大学協議会 定款一抜粋一

(社員総会の決議事項)

第 12 条 社員総会は法令及び本定款に定める事項のほか、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準及び会費の金額
- (2) 社員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 各事業年度の決算報告
- (5) 定款の変更
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 解散及び残余財産の処分